

大阪市中央卸売市場業務条例の改正概要

1 条例の目的

この条例は、市場の設置及び施設の管理について定めるとともに、改正法に基づき本市が行う市場の業務の方法及び市場における業務に関し遵守すべき事項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図ることで、市場が公正な取引の場として市民等消費者に安定的に生鮮食料品等を供給する重要な役割を果たし、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

2 開設者の責務

- (1) 前条の目的を達成するために、安定的に市場を運営するとともに、取引参加者の市場における連携強化のための取組みの促進等、市場の活性化のための措置を講じるよう努めなければならない。
→ (仮称) 市場活性化委員会を設置 (要綱で規定・別紙 2)
- (2) 市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しなければならない。
- (3) 市場の業務運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 市場関係事業者

(1) 定義

卸売業者

市長の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者

仲卸業者

市長の認定を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等の仕分け又は調製（分荷）を行い、市場内の店舗において販売する者

売買参加者

市長の認定を受けて、せり又は入札に参加して卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受ける者

関連事業者

市場施設の使用の許可を受けて、市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者

(2) 市場における事業者の役割

卸売業者

- ① 市民等の需要を満たすために必要な生鮮食料品を、市場に安定的に集荷するよう努めなければならない。
- ② 集荷した生鮮食料品を、仲卸業者又は売買参加者を通じた適切な分荷により、市民等に効率的に供給するよう努めなければならない。
- ③ せりの実施その他の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。

仲卸業者

- ① 市場で卸売を受けた生鮮食料品を、市民等の需要に応じて適切に分荷し、市民等に効率的・安定的に供給するよう努めなければならない。
- ② せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。

売買参加者

- ① せり又は入札の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。

4 卸売市場の業務の方法

(1) 開設者による差別的取扱いの禁止

市長は、市場の業務運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表

市長は、卸売業者から報告を受け、卸売の数量及び価格等を公表する。

(3) 開設者による指導監督

- ① 市長は、市場の取引状況を把握し、公正・効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序維持のため監督する。
- ② 市長は、遵守事項を遵守させるため、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

(4) 売買取引の方法

市場における取引は、せり若しくは入札又は相対により行う。

(5) 決済の方法

- ① 取引参加者は、市場における取引の決済を速やかに行わなければならない。
- ② 取引参加者は、当事者間の特約で定める支払期日までに代金の支払を行わなければならない。

- ③ 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、仕切書及び仕切金を委託者に送付しなければならない。

5 取引参加者の遵守事項

改正法が定める遵守事項（共通ルール）

(1) 売買取引の原則

市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(2) 差別的取扱いの禁止

卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(3) 売買取引の方法

卸売業者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた売買取引の方法（４（４））により卸売を行わなければならない。

(4) 売買取引の条件の公表

卸売業者は、営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金の交付基準等をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

(5) 受託拒否の禁止

卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない。

(6) 決済の確保

- ① 取引参加者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた決済の方法（４（５））により決済を行わなければならない。
- ② 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に市長に提出しなければならない。
- ③ 卸売業者は、事業報告書（貸借対照表及び損益計算書に限る。）の閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

(7) 売買取引の結果等の公表

卸売業者は、主要な品目の日ごとの卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

改正法が定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）

(1) 市場内事業者の許可等

- ① 卸売業者になろうとする者は、市長の許可を、仲卸業者及び売買参加者になろうとする者は市長の認定を受けなければならない。
(設定理由：市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。)
- ② 卸売業者の許可基準、仲卸業者及び売買参加者の認定基準は、現行法及び現行条例の規定を基本とする。
(設定理由：市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。)

(2) 第三者販売の報告等

- ① 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、その品目、数量及び金額等を市長に報告しなければならない。
(設定理由：取引状況把握のため。)
- ② 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者又は売買参加者以外の者を参加させてはならない。
(設定理由：資力・信用、専門知識が必要であるため。)

(3) 商物分離取引の報告

- 卸売業者は、市場に搬入しない物品の卸売をしたときは、その品目及び数量等を市長に報告しなければならない。
(設定理由：取引状況及び市場施設の活用状況把握のため。)

(4) 仲卸業者の直荷引きの報告

- 仲卸業者は、卸売業者以外から物品を買い入れて販売したときは、その品目、数量及び金額等を市長に報告しなければならない。
(設定理由：取引状況把握のため。)

(5) 売買取引の結果等の市長への報告

卸売業者は、以下の売買取引の結果等を市長に報告しなければならない。

- ① 主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日）
- ② 主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場日）
- ③ 品目ごとの数量・卸売金額（毎月）
- ④ 奨励金等の交付先・交付額（毎年）
(設定理由：取引状況把握のため。)

(6) 卸売の記録の提出

- ① 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに品目、等級、せり売等に係る価格及び数量等を記載した販売原票を作成しなければならない。
- ② 卸売業者は、売買取引終了後、販売原票の電磁的記録を市長に提出しなければならない。
(設定理由：取引状況把握のため。)

(7) 有害物品の売買禁止

- ① 何人も衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- ② 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその搬出を命ずることができる。
(設定理由：卸売市場における安全・安心を確保するため。)

(8) 売買取引の制限

- ① 市長は、せり、入札による卸売に不正な行為等があった場合は、その売買を差し止めることができる。
- ② 市長は、売買取引に不正な行為等があったと認めたとき、買受代金の支払を怠ったときは、その行為を行った者の売買取引への参加を差し止めることができる。
(設定理由：卸売市場における公正な取引を確保するため。)

(9) 決済の確保

市長は、必要と認めるときは、卸売業者に対し、残高試算表を提出させることができる。
(設定理由：卸売業者の財務の状況を把握するため。)

(10) せり人の登録

卸売業者は、卸売のせり人を市長に届け出て、登録を受けなければならない。
(設定理由：せり売の業務を適正かつ円滑に実施するため。)

(11) 仲卸業者の事業報告書の提出

仲卸業者は、事業年度（法人は年度、個人は暦年）ごとに事業報告書を作成し、事業年度経過後 90 日以内に事業報告書を市長に提出しなければならない。
(設定理由：仲卸業者の財務の状況等を把握するため。)

(12) 休開場日

- ① 市場は、休日（日曜日・祝日・年末年始）を除き、毎日開場する。
- ② 市長は、臨時の休開場日を定めることができる。
(設定理由：適切な市場機能を確保するため。)

(13) 生鮮食料品等の品質管理の方法

- ① 市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法を定める。
- ② 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、市長が定める方法により、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。
(設定理由：卸売市場における適正な品質管理を確保するため。)

6 その他の改正事項

(1) 運営協議会の設置

市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、本場・東部市場運営協議会、南港市場運営協議会を設置する。